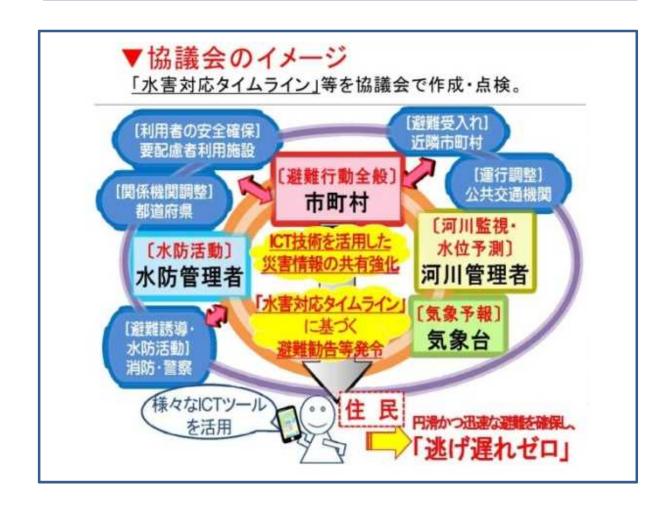
大規模氾濫減災協議会制度の創設

- 国及び都道府県知事は、多様な関係者が連携して大規模氾濫に対する減災対策 をハード・ソフト両面から総合的・一体的に推進するため、洪水予報河川・水位 周知河川について、大規模氾濫減災協議会を組織。
- 大規模氾濫減災協議会では、「水害対応タイムライン」の作成・点検、ICT を 活用した災害情報の共有強化等について協議。協議結果には尊重義務。

| 協議会の構成員 | 都道府県・市町村 | 水防管理者 | 河川管理者 | 気象台 | 近隣市町村 | 国土地理院 | 警察 | 消防 | 民間事業者 | 自衛隊 | 等



茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会 規約(案)

(協議会の設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会」(以下,「協議会」)を 設置する。

(名称)

第1条 この会議は、茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会(以下、「協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県北ブロック内の県管理河川流域において、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

(対象河川)

第3条 協議会は、別表1にある県管理河川を対象とする。

(協議会の構成)

- 第43条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。
 - 2 協議会の議長は、茨城県土木部常陸大宮土木事務所長がこれにあたる。
 - 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要がある と認めるときは、別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)を協議会に出席 させ、意見を求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第54条 協議会は幹事会を置く。
 - 2 幹事会は、別表3の職にある者を持って構成する。
 - 3 幹事会の議長は、茨城県土木部常陸大宮土木事務所次長がこれにあたる。
 - 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検

討,調整を行うことを目的とし,結果について協議会へ報告する。

6 事務局は、第2項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要がある と認めるときは、別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)を幹事会に出席 させ、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第65条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
 - 一 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
 - 二 円滑かつ迅速な避難,的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 - 三 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
 - 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

- 第7-6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
 - 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

- 第87条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
 - 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を 得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第98条 協議会等の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、常陸大宮土木事務所が行う。

(雑則)

第109条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し 必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第1110条 本規約は、平成29年5月31日から施行する。

平成30年〇月〇日改正

別表1

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
中丸川	ひたちなか市	
本郷川	ひたちなか市	
大川	ひたちなか市	
早戸川	ひたちなか市	
大井川	那珂市	
緒川	常陸大宮市	
国長川	常陸大宮市	
小玉川	常陸大宮市	
曲田川	常陸大宮市	
小舟川	常陸大宮市	
油河内川	常陸大宮市	
野沢川	常陸大宮市	
元沢川	常陸大宮市	
熊久保川	常陸大宮市	
七内川	常陸大宮市	
和田川	常陸大宮市	
東河戸川	常陸大宮市	
仲河戸川	常陸大宮市	
小田野川	常陸大宮市	
相川	常陸大宮市	
桧山川	常陸大宮市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
大沢川	常陸大宮市	
八反田川	常陸大宮市	
千田川	常陸大宮市	
久慈川	常陸大宮市, 大子町	
茂宮川	日立市,常陸太田市	
亀作川	常陸太田市	
弁天川	常陸太田市	
高貫川	常陸太田市	
里川	日立市,常陸太田市	
渋江川	常陸太田市	
源氏川	常陸太田市	
入四間川	日立市	
天竜川	常陸太田市	
山田川	常陸太田市	
湯の沢川	常陸太田市	
染川	常陸太田市	
竜神川	常陸太田市	
浅川	常陸太田市	
千寿川	常陸太田市	
赤土川	常陸太田市	
玉川	常陸大宮市	
照田川	常陸大宮市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
枇杷川	常陸大宮市	
諸沢川	常陸大宮市	
久隆川	常陸大宮市	
湯沢川	大子町	
大沢川	大子町	
滝川	大子町	
大野川	大子町	
押川	大子町	
浅川	大子町	
初原川	大子町	
相川	大子町	
久保田川	大子町	
八溝川	大子町	
中郷川	大子町	
四時川	北茨城市	
里根川	北茨城市	
関山川	北茨城市	
境川	北茨城市	
八反川	北茨城市	
江戸上川	北茨城市	
鹿の沢川	北茨城市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
大北川	高萩市, 北茨城市	
花園川	北茨城市	
根古屋川	北茨城市	
木皿川	北茨城市	
宿川	高萩市	
塩田川	北茨城市	
大沢川	北茨城市	
関根川	高萩市	
関根前川	高萩市	
花貫川	高萩市	
中戸川	高萩市	
小石川	日立市	
十王川	日立市	
東連津川	日立市	
宮田川	日立市	
鮎川	日立市	
桜川	日立市	
金沢川	日立市	
大沼川	日立市	
瀬上川	日立市	
新川	東海村	

別表 2

機関名	職名	
日立市	市長	
常陸太田市	市長	
高萩市	市長	
北茨城市	市長	
ひたちなか市	市長	
常陸大宮市	市長	
那珂市	市長	
東海村	村長	
大子町	町長	
気象庁 水戸地方気象台	防災管理官	
	台長	
茨城県 生活環境部 防災・危機管理課	課長	
茨城県 土木部 河川課	課長	
茨城県 土木部 大子工務所	所長	
茨城県 土木部 常陸太田工事事務所	所長	
茨城県 土木部 高萩工事事務所	所長	
茨城県 土木部 常陸大宮土木事務所	所長 (協議会議長)	
(オブザーバー)		
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所		

順不同

※情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして上記の機関を置く。

別表3

機関名	職名	
日立市	総務部長	
常陸太田市	総務部長	
高萩市	市民生活部長	
北茨城市	総務部長	
ひたちなか市	市民生活部長	
常陸大宮市	市民生活部長兼危機管理監	
那珂市	市民生活部長兼危機管理監	
東海村	村民生活部長	
大子町	総務課長	
気象庁 水戸地方気象台	水害対策気象官	
	防災管理官	
茨城県 生活環境部 防災・危機管理課	副参事	
茨城県 土木部 河川課	技佐兼課長補佐	
茨城県 土木部 大子工務所	道路河川整備課長	
茨城県 土木部 常陸太田工事事務所	次長	
茨城県 土木部 高萩工事事務所	次長	
茨城県 土木部 常陸大宮土木事務所	次長 (幹事会議長)	
(オブザーバー)		
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所		

順不同

※情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして上記の機関を置く。